

## 大気汚染防止法一部改正について

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年6月19日法律第41号)が昨年成立し、関係政省令の制定、公布に伴い、平成30年4月1日施行となる見通しです。

### 改正の経緯

水銀による地球規模での環境汚染を防止する事を目的とする「水銀に関する水俣条約」が採択され、日本は平成28年2月2日に締結を閣議決定しました。水銀等に対して産出使用、環境への排出、廃棄等について包括的な規制を行う同条約を踏まえ、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制する事が、大気汚染防止法の目的に追加されました。

### 改正の内容

改正法では、水銀排出施設を設置している者に対し、排出基準の順守、水銀濃度の測定及び測定結果の保存等を義務付けています。水銀排出施設として規制を受けるのは大きく分けて、以下の5施設となります。

- ①石炭燃焼ボイラー
  - ②非鉄金属(銅・金・鉛・亜鉛)製造に用いられる製錬及び焙焼工程施設(1次施設)
  - ③非鉄金属(銅・金・鉛・亜鉛)製造に用いられる製錬及び焙焼工程施設(2次施設)
  - ④廃棄物焼却施設 ⑤セメントクリンカー製造施設
- ※③はリサイクル原料等を主な原料とするもの

定期測定の頻度は以下の通りとなります。

①排出ガス量が1時間当たり4万Nm <sup>3</sup> 以上の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
②排出ガス量が1時間当たり4万Nm <sup>3</sup> 未満の施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

また、新たに水銀排出施設を設置しようとするときは届出を都道府県知事等に対して行わなければならないこととなりました。さらに既存施設についても改正法の施行の日から30日以内に水銀排出施設設置の届出を行うことが求められます。

規制を受ける施設、排出基準値等は施設で使用する原料、燃料、炉の規模等によって細かく分かれています。詳細は以下の情報をご参照ください。

環境省 水銀排出対策のページ

([http://www.env.go.jp/air/suigin/post\\_11.html](http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html))

大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について(環水大大発1609264号)

(<http://www.env.go.jp/air/suigin/0926tsuchi.pdf>)



この大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行はまだ先ですが、施行後の測定結果により施設の排ガス処理設備等の見直しが必要になる場合もあり、早めの情報収集が重要です。ご相談等ございましたら、各担当者までご連絡下さい。丁寧に対応させていただきます。



認定番号 84226  
ISO17025:2005認定  
認定範囲: 環境事業所



JWWA-GLP122  
水道 GLP認定  
認定範囲: 島崎ラボ

◇企画・製作◇  
東洋環境分析センター  
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社社員ブログ更新中です!

是非ご覧下さい!

